

その「食品表示」適正ですか？

果実飲料 編

果実飲料は、個別で表示方法が定められている品目で、大きくは果実ジュースと果汁入り飲料に分類されます。食品表示基準のほか、公正競争規約やJAS規格でも規定がありますので参考にしましょう。



果実飲料の定義など

- 果実飲料には、「果実ジュース」と「果汁入り飲料」のほか、「果実ミックスジュース」「果粒入り果実ジュース」「果実・野菜ミックスジュース」があります。
 - ☑ 「果実・野菜ミックスジュース」のうち、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以下のものは、果実飲料の対象外です。
- 搾汁とは、果実を破碎して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものです。
 - ☑ ペクチンを多く含む果実などで、加水しながら搾る場合などはこれに該当しません。
- 果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%未満のものや、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が、果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜、添加物、水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合以下のものは、果実飲料の対象外です。
- 濃縮果汁や還元果汁には、糖用屈折計示度(ブリックス度)や酸度の基準がありますので確認しましょう。
 - ☑ 果実ジュースのブリックス度や酸度等は、JAS規格を参考にしましょう。

果実飲料の分類一覧表

果実ジュース	1種類の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの（オレンジジュースについては、一定割合までみかん類の果実の果汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたものも該当）。
果実ミックス ジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたもの。
果粒入り 果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果実の果肉を細切りしたもの等（果粒）を加えたもの又はこれらに砂糖類や蜂蜜等を加えたもの。
果実・野菜 ミックスジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしをし、皮、種子等を除去したもの（還元した野菜汁を含む）を加えたもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁又は還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を上回るもの。
果汁入り飲料	①還元果汁を希釈したもの若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釈したもの又はこれらに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、下記のブリックス度等の基準の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの。 [1種の果実を使用] ・レモン・ライム・うめ等：酸度が還元果汁の基準（別表のC列参照） ・上記以外の果実：ブリックス度が還元果汁の基準（別表のB列参照） [2種以上の果実を使用] ・配合割合によりブリックス度又は酸度の基準（別表のB又はC列参照）を按分したものを合計して算出した基準 ②果実の搾汁を希釈したもの又はこれに砂糖類、蜂蜜等を加えたものであって、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が10%以上のもので、かつ、果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合が果実の搾汁、砂糖類、蜂蜜及び水以外のものの原材料及び添加物に占める重量の割合を上回るもの。 ③希釈して飲用に供するものであって、希釈時の飲用に供する状態が①又は②となるもの。

（注）使用する砂糖類、蜂蜜等の上限値が公正競争規約やJAS規格で規定されていますので参考にしてください。



【表示例】

名 称	りんごジュース（ストレート）
原 材 料 名	りんご（青森県産）
添 加 物	酸化防止剤（ビタミンC）
内 容 量	1,000ml
賞 味 期 限	平成29年3月10日
保 存 方 法	直射日光を避け常温で保存してください。
販 売 者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1-1-1
製 造 所	株式会社農林水産部 青森県青森市青森2-5
開封後は、お早めにお飲みください。	

栄養成分表示
100ml 当たり

熱量	48kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
炭水化物	13g
食塩相当量	0g

【原料原産地名の表示】

- 使用した原材料のうち最も重量割合の高い原材料に原産地を表示します。
- 表示する必要がある原材料が生鮮食品の場合はその産地、加工食品の場合はその製造地を表示します。

[例]
りんご（青森県産）
もも（国産）

【別表】

品目	濃縮果汁の基準		還元果汁(濃縮果汁を希釈したもの)の基準	
	ブリックス度(A)	ブリックス度(B)	酸度(C)	備考
りんご	20	10	—	・ レモン及びうめの還元果汁は、濃縮果汁を希釈したものであって、酸度がC以上A未満のもの。
ぶどう	30	11	—	
もも	16	8	—	
日本なし	16	8	—	・ 上記以外の還元果汁は濃縮果汁を希釈したものであって、ブリックス度がB以上A未満のもの。
西洋なし	22	11	—	
かき	28	14	—	
まるめろ	20	10	—	・ いずれも加えた糖の糖度や酸の酸度は除いた数値で判断します。
すもも	12	6	—	
あんず	14	7	—	
レモン	(酸度) 9%	—	4. 5%	・ 基準が設定されている果実以外の果実は、搾汁の平均的なブリックス度を還元果汁の基準にする。
うめ	(酸度) 7%	—	3. 5%	

(注) 上記品目は、使用頻度が高いと思われる果実を抜粋したものです。上記品目以外の基準については、食品表示基準で確認してください。

ポイント①-1 名称の表示 品質事項

●果実ジュース・果実ミックスジュースは、次のとおり表示します。

果実の搾汁のみを使用したもの → (ストレート) を表示	〇〇ジュース (ストレート) 果実ミックスジュース (ストレート)
還元果汁を使用したもの → (濃縮還元) を表示	〇〇ジュース (濃縮還元) 果実ミックスジュース (濃縮還元)
上記以外のもの	〇〇ジュース 果実ミックスジュース
砂糖類又は蜂蜜を加えたもの → (加糖) を表示	〇〇ジュース (加糖)、〇〇ジュース (濃縮還元・加糖) 果実ミックスジュース (加糖)、果実ミックスジュース (濃縮還元・加糖)
二酸化炭素を圧入したもの → (炭酸ガス入り) を表示	〇〇ジュース (炭酸ガス入り)、 〇〇ジュース (濃縮還元・炭酸ガス入り)、 果実ミックスジュース (炭酸ガス入り)、 果実ミックスジュース (濃縮還元・炭酸ガス入り)

☑ 〇〇には、果実の最も一般的な名称を表示します。

☑ 「果実の搾汁のみ」とは、パインアップルにペクチン、りんご・ぶどう・もも・西洋なし・日本なし・バナナにL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものも含まれます。

☑ 果実ジュースが果粒入りの場合は、「〇〇果粒入り果実ジュース」と表示し、濃縮還元・加糖・炭酸ガス入りの場合は、果実ジュース又は果実ミックスジュースと同様に()書きで表示します。

☑ 果実・野菜ミックスジュースは「果実・野菜ミックスジュース」と、果粒入りの場合は「(果粒入り) 果実・野菜ミックスジュース」と表示します。濃縮還元・加糖・炭酸ガス入りの場合は、果実ジュース又は果実ミックスジュースと同様に名称の後に()書きで表示します。

☑ 「(濃縮還元)」「(加糖)」「(炭酸ガス入り)」について、2以上表示する必要がある場合は、「(濃縮還元・加糖)」等と表示することができます。

ポイント①-2 名称の表示 品質事項

- 果汁入り飲料は、「△△%○○果汁入り飲料」とし、下記のとおり表示します。

1種類の果実を使用したもの	△△：別表B又はCの基準に対する割合を表示 ○○：使用した果実の最も一般的な名称を表示
2種以上の果実を使用したもの	△△：配合割合により表2又は表3の基準を按分したものを合計して算出した基準に対する割合を表示 ○○：「混合」と表示
果実の搾汁を希釈して製造したもの	△△：果実の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を表示 ○○：使用した果実の最も一般的な名称を表示（2種以上の場合は「混合」と表示）

- ☑果粒を加えたものは「（果粒入り）△△%○○果汁入り飲料」、二酸化炭素を圧入したものは「△△%○○果汁入り飲料（炭酸ガス入り）」と表示します。
- ☑希釈して飲むタイプの果汁入り飲料は、「□倍希釈時△△%○○果汁入り飲料」と表示し、□には使用方法に表示した希釈倍数を表示します。

ポイント② 原材料名の表示 品質事項

- 使用した果実や野菜を、最も一般的な名称で表示します。
 - ☑「果粒入り果実ジュース」の果粒の原材料は、「果粒」の名称の後に（ ）書きで使用した果実の最も一般的な名称を表示します。
 - ☑2種以上の果実や2種以上の野菜を使用した場合は、「果実」又は「野菜」の名称の後に（ ）書きで使用割合の多い順に表示します（2種を表示し、3種目以降は「その他」と表示することもできます）。
- 果実や野菜及び砂糖類以外の原材料は、「果粒」「はちみつ」「こしょう」「食塩」等と最も一般的な名称で表示します。
 - ☑「こしょう」その他の香辛料は「香辛料」と表示することができます。
 - ☑砂糖類は「砂糖」「ぶどう糖」「果糖」「ぶどう糖果糖液糖」「果糖ぶどう糖液糖」「高果糖液糖」などと最も一般的な名称で表示し、使用した砂糖類が2種以上の場合は「砂糖類」または「糖類」の次に（ ）書きで使用する重量の割合の多い順に表示します。
 - ☑「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」「砂糖混合高果糖液糖」「ぶどう糖果糖液糖」「果糖ぶどう糖液糖」「高果糖液糖」については、表示方法の規定がありますので確認しましょう。

ポイント③ アレルゲンの表示 衛生事項

- 特定原材料に由来する添加物にあっては、その旨を表示します。

ポイント④ 添加物の表示 衛生事項

- 添加物に占める重量割合の高い順に、原材料と添加物を明確に区分して表示します。

[例1] 記号「/」で区分する。

原材料名 りんご／酸化防止剤（ビタミンC）

[例2] 改行して区分する。（※下表のように原材料名欄の中で線で区切ることも可能です。）

原材料名	りんご
	酸化防止剤（ビタミンC）

[例3] 添加物の項目名を設けて区分する。

原材料名 りんご

添加物 酸化防止剤（ビタミンC）

ポイント⑤ 内容量の表示 品質事項 計量法

- 質量(kg、g)又は体積(L、ml)で単位を表示します。

ポイント⑥ 消費期限又は賞味期限と保存方法の表示 衛生事項

- 製品の特性に従った保存方法と製造者が科学的、合理的根拠に基づき設定した消費期限又は賞味期限を表示します。
 - ☑一括表示内に表示することが困難な場合は、「枠外下部に記載」など具体的な表示箇所を示している場合は、枠外に表示することが可能です。
 - ☑保存方法のみを枠外表示とすることはできません。

ポイント⑦ 表示責任者の表示 衛生事項 品質事項

- 製造者の事項名で「製造者の氏名又は名称」と「製造所の所在地」を表示します。
 - ☑製造を委託している販売者が表示する場合は、販売者の事項名で販売者の氏名又は名称と住所を表示するとともに、製造所の事項名で製造所の所在地と氏名又は名称を表示します。
 - ☑同一商品を2以上の工場で製造している場合は、固有記号の使用も可能です。

ポイント⑧ 栄養成分の表示 保健事項

- 100ml当たりや1包装当たりなど1単位当たりでエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を表示します。
 - ☑消費税法第9条に規定される小規模事業者(当面の間は、中小企業基本法第2条第5項に規定される小規模企業者も対象)が販売するものについては省略することができます。

ポイント⑨ その他必要な表示 品質事項

- 希釈して飲むタイプの果汁入り飲料は、使用方法の項目を設け、「□倍希釈」「□倍に薄めてお飲みください」などと表示します。
 - ☑希釈時の果汁割合を商品名の表示されている箇所に近接した場所に14ポイント以上の大きさの文字で表示した場合は、名称の「□倍希釈時△△%〇〇果汁入り飲料」の「□倍希釈時」を省略できます。
- 果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類又は蜂蜜を加えたものは、商品名の表示されている箇所に隣接した箇所に()を付して、14ポイント以上の大きさの文字で「(加糖)」と表示します。
- 果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち還元果汁を使用したものは、商品名の表示されている箇所に隣接した箇所に14ポイント以上の大きさの文字で「濃縮還元」と表示します。
- 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものは、「冷凍果実飲料」と表示します。
- 「開缶後はすぐにお飲みください」等の使用上の注意は、容器包装の見やすい部分に6ポイント以上の大きさの文字で表示します。

ポイント⑩ 果実飲料にのみ規定されている禁止事項

- 「生」「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語、「天然」「自然」の用語は表示できません。
- 「純正」「ピュアー」その他の純粋であることを示す用語は表示できません。ただし、果実ジュースで、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していない場合は、この限りではありません。
- 公正競争規約では、次の内容が表示禁止事項とされていますので参考にして下さい。
 - ☑果汁入り飲料に、果実から果汁のしずくが落ちている等の表示、果実のスライスの表示。
 - ☑「栄養飲料」「健康飲料」「美容飲料」等の表示。ただし、果汁の使用割合が50%以上のもの、又はビタミンを強化したものについては、説明文中に栄養、健康、美容等の文字を使用しても差し支えない。
 - ☑医薬品のような効能を示す表示。
 - ☑「特選」「精選」「高級」「デラックス」「スペシャル」等の表示。

ポイント⑪ 果汁入り飲料以外の果汁割合の表示(公正競争規約)

- 果実ジュース・果実ミックスジュースでは、商品名を表す文字と同一視野に14ポイント以上の大きさで「果汁100%」と表示することができます。
- 果実・野菜ミックスジュースに表示する場合は、商品名を表す文字と同一視野に14ポイント以上の大きさで「果汁・野菜汁100%（果汁分〇〇%）」と表示します。
- ☑果汁等の割合が10%未満の飲料は、清涼飲料水など果実飲料以外の表示となりますが、果汁使用割合の表示について、公正競争規約で規定されています。

食品表示法の相談窓口

消費者庁 03-3507-8800（大代表）

新たな食品表示制度の資料をホームページから入手できます。

消費者庁ホームページ「<https://www.caa.go.jp/index.html>」から **食品表示** にお進みください。

青森県内の相談窓口

●品質事項（原材料名や原産地表示など）

〔部署名〕	〔電話番号〕	〔担当地域〕
農林水産部 食ブランド・流通推進課	017-734-9351	県内全域
東青農林水産事務所	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南農林水産事務所	0172-33-2903	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八農林水産事務所	0178-27-5111 (内222)	八戸市、三戸郡
西北農林水産事務所	0173-35-2111 (内252)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北農林水産事務所	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北農林水産事務所	0175-22-2685	むつ市、下北郡

※各農林水産事務所の相談窓口は、農業普及振興室に設置しています。

●衛生事項（アレルギー表示や賞味期限など）・保健事項（栄養成分表示など）

〔部署名〕	〔電話番号〕	〔担当地域〕
青森市保健所		
生活衛生課(衛生事項)	017-765-5293	青森市
健康づくり推進課(保健事項)	017-743-6111	
八戸市保健所		
衛生課(衛生事項)	0178-38-0720	八戸市
健康づくり推進課(保健事項)	0178-38-0710	
東津軽保健所	017-739-5421	東津軽郡
中南保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡、板柳町
三戸保健所	0178-27-5111 (内283)	三戸郡、おいらせ町
西北保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く)
上北保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く)
下北保健所	0175-31-1388	むつ市、下北郡

令和7年4月発行 青森県農林水産部食ブランド・流通推進課

青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9351 FAX 017-734-8086

メールでの食品表示相談はこちらまで： sanzen110ban@pref.aomori.lg.jp